

(経済産業委員会)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出

承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会閣承認

第二号)(衆議院送付)要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により平成二十一年六月十六日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成二十一年六月十八日から平成二十二年四月十三日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物について経済産業大臣の輸出承認義務を課する措置及び北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。